

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第百二十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（略） 別表第一～三（略）</p> <p>附 則 平成三十年三月三十一日までの間は、別表第二の二の項中「第十七条第四号」とあるのは、「第十七条第二号又は第四号」とする。</p>	<p>（略） 別表第一～三（略）</p> <p>附 則 平成二十七年三月三十一日までの間は、別表第二の二の項中「第十条第四号」とあるのは、「第十七条第二号又は第四号」とする。</p>